

学校感染症と出席停止期間について

●学校感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

●出席停止の期間

- ・第一種：治癒するまで。
- ・第二種：下記の表の期間、ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りでない。
- 第三種：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻しん （はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん （三日はしか）	発しんが消失するまで。
水痘 （みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで。
咽頭性結膜熱 （プール熱）	主要症状（発熱、咽頭炎、結膜炎等）が消失した後 2 日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで。

結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。